

第1回
千葉市特別職報酬等審議会
会議次第

日時 平成24年6月29日（金）
午前10時00分
場所 千葉市議会棟3階 第5委員会室

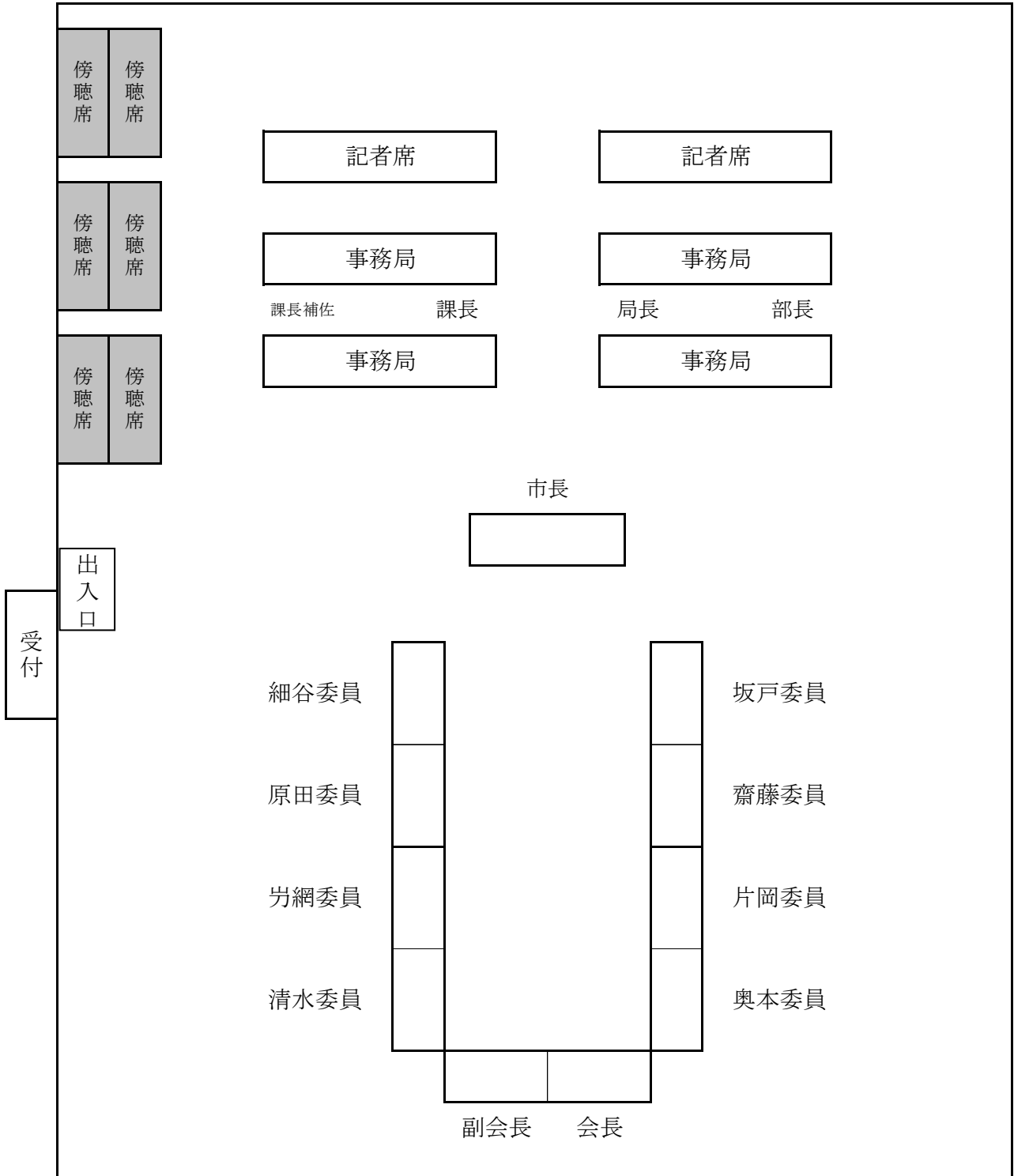
- 1 開 会
- 2 委員紹介及び会長、副会長選出
- 3 市長挨拶
- 4 諮 問
- 5 審 議
- 6 閉 会

千葉市特別職報酬等審議会委員名簿

役 職 名	氏 名
千葉大学大学院 教授	奥本 佳伸
日本公認会計士協会 千葉県会 公認会計士	片岡 知彦
連合千葉中央地域協議会 事務局長	齋藤 政洋
千葉県中小企業団体中央会 会長	坂戸 誠一
千葉県弁護士会 弁護士	清水 佐和
株式会社 千葉日報社 常務取締役	高山 恒徳
國學院大學法科大学院 教授	中曾根 玲子
千葉商工会議所 副会頭	岩網 敏雄
千葉市町内自治会連絡協議会 副会長	原田 雅男
千葉市女性団体連絡会 副会長	細谷 久美子

※ 五十音順で記載

第1回 特別職報酬等審議会 席次表



○千葉市特別職報酬等審議会設置条例

(設置)

第1条 本市は、千葉市特別職報酬等審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、特別職の報酬等の額について審議し、市長の諮問に答申する。

(諮問)

第3条 市長は、市議会議員の議員報酬の額又は市長若しくは副市長の給料の額に係る条例案を議会に提出しようとするときは、あらかじめ、当該議員報酬又は給料の額について審議会に諮問しなければならない。

(組織)

第4条 審議会は、委員10人で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者について、市長が委嘱する。

- (1) 本市の区域内の公共的団体等を代表する者 5人
- (2) 学識経験者 5人

(任期)

第5条 前条第2項第1号に規定する委員は、諮問のつど委嘱し、当該諮問に係る審議が終了したときは、解任されるものとする。

2 前条第2項第2号に規定する委員の任期は、2年とする。ただし、当該委員の補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第6条 審議会に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、第4条第2項第2号に掲げる委員のうちから、委員の選挙により定める。

3 会長は、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(議事)

第7条 審議会は、半数以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第8条 審議会の事務は、総務局で所掌する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

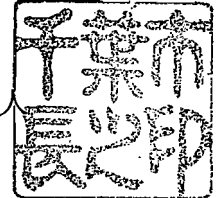
24千総給第708号

平成24年6月29日

千葉市特別職報酬等審議会

会長 岩網敏雄様

千葉市長 熊谷俊



行政委員の報酬のあり方について（諮問）

行政委員の報酬制度及び報酬額のあり方につきまして、千葉市特別職報酬等審議会設置条例の規定に基づき諮問します。

第1回

千葉市特別職報酬等審議会

資料

平成24年6月29日

千葉市

目 次

	ページ
1 特別職報酬等審議会について	1
(1) 特別職報酬等審議会とは	1
(2) 設置根拠	1
2 行政委員会について	2
(1) 行政委員会とは	2
(2) 委員報酬	2
3 行政委員の月額報酬に関する裁判の概要	4
(1) 滋賀県	4
(2) 仙台市	5
(3) 川崎市	6
(4) 京都市	6
(5) 神戸市	7
4 行政委員報酬について	8
(1) 行政委員報酬のあり方を検討する必要性	8
(2) 日額報酬制とした他政令市の状況	8
(3) 都道府県の状況	8
別表 政令指定都市の行政委員の報酬額一覧表	9
5 行政委員会（行政委員）の概要	10
(1) 教育委員会	10
(2) 選挙管理委員会	11
(3) 人事委員会	12
(4) 監査委員	13
(5) 農業委員会	14
参考資料① 行政委員の報酬額の変遷	15
参考資料② 政令指定都市の行政委員の報酬額の状況	16

1 特別職報酬等審議会について

(1) 特別職報酬等審議会とは

特別職の報酬等の額について、市長の諮問に応じ審議を行う機関である。

本審議会は、特別職の報酬等の額について審議し、市長の諮問に答申することとされている（千葉市特別職報酬等審議会設置条例第2条）。今回は行政委員会の行政委員の報酬について、昨今の他地方公共団体における月額制の見直し等を踏まえ、本市における報酬制度及び報酬額のあり方を検討する必要があるため、特に審議を行うものである。

審議後、市長へ答申を行い、条例案として市議会に諮る予定である。

(2) 設置根拠

千葉市特別職報酬等審議会設置条例

<参 考>

○千葉市特別職報酬等審議会設置条例（抄）

（所掌事務）

第2条 審議会は、特別職の報酬等の額について審議し、市長の諮問に答申する。

（議事）

第7条 審議会は、半数以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

2 行政委員会について

(1) 行政委員会とは

行政権限がひとつの機関に集中して行政の公正さや中立性が損なわれることを防ぐために、首長から独立して設置される組織である。

千葉市においては、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会が設置されている。

<参 考>

一般行政権からはある程度の独立性をもった合議制の行政機関である。

また、争訟の判断、規則の制定等の準司法的機能または準立法的功能を持つこともある。したがって行政委員会は、①行政の中立性の確保、②専門技術的知識の確保、③相対立する利害の調整、④争いの判定のように慎重な手続きの確保等を目的とする場合に設置される。

市町村においては、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会または公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会がそれぞれ設置されている。

【学陽書房 地方自治の現代用語 から】

(2) 委員報酬

行政委員は、法律に特別の定めがあるものを除くほか非常勤とされ、特別職としての身分を有する。

非常勤の委員については、法律、条例の定めるところによって報酬を支給しなければならない。

<参 考>

○地方自治法（抄）

第203条の2 普通地方公共団体は、その委員会の委員、非常勤の監査委員その他の委員、自治紛争処理委員、審査会、審議会及び調査会等の委員その他の構成員、専門委員、投票管理者、開票管理者、選挙長、投票立会人、開票立会人及び選挙立会人その他普通地方公共団体の非常勤の職員（短時間勤務職員を除く。）に対し、報酬を支給しなければならない。

2 前項の職員に対する報酬は、その勤務日数に応じてこれを支給する。ただし、条例で特別の定めをした場合は、この限りでない。

○特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例

(昭和31年9月20日 条例第17号)

(給与の額)

第3条 給料及び報酬の額は、次の各号に定めるところによる。

(1) 略

(2) 市長及び行政委員会の委員等については、別表1に掲げる額

別表1

区 分	報酬額
教育委員会の委員長	月額 201,000円
教育委員会の委員	月額 169,000円
市選挙管理委員会の委員長	月額 125,000円
市選挙管理委員会の委員	月額 94,000円
区選挙管理委員会の委員長	月額 63,000円
区選挙管理委員会の委員	月額 48,000円
人事委員会の委員長	月額 258,000円
人事委員会の委員	月額 224,000円
議会議員のうちから選任された監査委員	月額 67,000円
識見を有する者のうちから選任された非常勤の監査委員	月額 258,000円
農業委員会の会長	月額 67,000円
農業委員会の会長職務代理者	月額 60,000円
農業委員会の部会長	月額 60,000円
農業委員会の委員	月額 53,000円
以下略	

3 行政委員の月額報酬に関する裁判の概要

滋賀県の労働、収用、選挙管理委員の月額報酬について、勤務実態が常勤職員より勤務日数の少ない非常勤であるにもかかわらず月額報酬制を採っている県条例が議会の裁量権を逸脱、濫用しており、地方自治法に違反するとして争われ、大津地裁で違法という判決が出た（（1）ア参照）。大阪高裁では選挙管理委員会委員長以外は違法とされた（（1）イ参照）が、最高裁判決では、違法、無効ではないという逆転判決が出た（（1）ウ参照）。

他政令市においても、同様の住民訴訟が仙台市、川崎市、京都市、神戸市の4市で提起され、仙台市については地裁で市側が敗訴したが、高裁では勝訴している。川崎市については、川崎市が地裁、高裁とも勝訴したが、現在住民側が最高裁に上告しているところである。京都市、神戸市については、地裁、高裁ともに市側が勝訴し、判決が確定している状況である。

（1）滋賀県 労働、収用、選挙管理の各委員についての訴訟

ア 大津地裁判決（平成21年1月22日） 滋賀県敗訴

判決内容	違法
判決理由	<ul style="list-style-type: none"> ○勤務日数によらないで報酬を支給することができる例外的取扱いは、その勤務実態が常勤の職員と異ならないといえる場合に限られるというべき ○本件委員らの勤務実態は、到底常勤の職員と異ならないとはいえず、勤務日数によらないで報酬を支給することを許しているものとは解されない ○勤務日数によらないで月額報酬を支給することとした規定は、法第203条の2第2項の趣旨に反するものとして、その効力を有しない

イ 大阪高裁判決（平成22年4月27日） 滋賀県敗訴

判決内容	違法
判決理由	<ul style="list-style-type: none"> ○選挙管理委員会委員長を除くその他の本件委員らについて条例規定が採用している月額報酬制は、許された裁量の範囲を逸脱して違法、無効というべき ○選挙管理委員会委員長については、法第203条の2第2項本文の原則に矛盾抵触して著しく妥当性を欠く状態になっているとは直ちに断じ難く、いまだ議会の裁量の範囲内にとどまっているものというべき

ウ 最高裁判決（平成23年12月15日） 滋賀県勝訴

※労働、収用委員会の各委員については、平成23年4月1日より日額化を実施したため、選挙管理委員のみ争点となっている。

判決内容	違法ではない
判決理由	<p>○職務の性質、内容、職責や勤務の態様、負担等の諸般の事情を総合考慮して、法第203条の2第2項の趣旨に照らした合理性の観点から裁量権の範囲を超え又はこれを濫用するものであるか否かによって判断すべき</p> <p>○選挙管理委員会委員について月額報酬制を採ることは、法第203条の2第2項の趣旨に照らして特に不合理であるとは認められず、県議会の裁量権の範囲を超え又は濫用するものとはいえないから、同項に違反し違法、無効であるということとはできない</p> <p>○（補足意見）地方公共団体にあつては、当該地方公共団体における非常勤職員の報酬制度につき、報酬額の水準等を含め、法203条の2第2項の趣旨にのつとつた適正、公正で住民に対して十分に説明可能な合理的内容のものとなるよう、適切かつ柔軟に対応することが望まれる</p>

（2）仙台市 監査、人事、教育、選挙管理の各委員についての訴訟

ア 仙台地裁判決（平成23年9月15日） 仙台市敗訴

判決内容	違法
判決理由	<p>○地方自治法203条の2第2項の文言や趣旨等に鑑みると、非常勤の行政委員の報酬は勤務に対する反対給付としての性格を要するとした上で、上記行政委員に対する月額報酬を定めた市条例の規定のうち、市議会議員選出委員以外の市監査委員、市人事委員会の委員、市選挙管理委員会の委員、同市の各区選挙管理委員会の委員及び市教育委員会の委員に関する部分は、その職務の内容・性質及び勤務量・拘束時間のほか、人材確保の必要性及び財政状況等の実情等に照らすと、勤務に対する反対給付として著しく不合理であり、市議会においても条例の是正又はその検討が相当期間内にされていないことから、裁量権の範囲を逸脱したものとして、違法、無効というべき</p>

イ 仙台高裁判決（平成24年4月13日） 仙台市勝訴

判決内容	違法ではない
判決理由	<p>○報酬を原則として勤務日数に応じて日額で支給するとする一方で、条例で定めることによりそれ以外の方法も採り得ることとし、その方法及び金額を含む内容に関しては、普通地方公共団体の議決機関である議会において決定することとして、その決定を政策的、技術的な見地からの裁量権に基づく判断に委ねたものと解するのが相当</p> <p>○日額報酬制以外の報酬制度を採る条例が違法、無効となるか否かは、非常勤職員の職務の性質、内容、職責や勤務の態様、負担等の諸般の事情を総合考慮して、合理性の観点から裁量権の範囲を超え又はこれを濫用するものであるか否かによって判断すべきもの</p> <p>○各委員の職務について、形式的な登庁日数や拘束時間のみをもって、その職務の実質を評価することは相当とはいえない。</p> <p>○各委員の職務の性質、内容、職責等の諸般の事情も踏まえると、月額報酬制をとる規定が、議会の裁量権を逸脱、濫用して定められたものということとはできない</p>

(3) 川崎市 選挙管理委員ほかについての訴訟

ア 横浜地裁判決（平成22年8月4日） 川崎市勝訴

判決内容	違法ではない
判決理由	<p>○本条項ただし書きの趣旨は、地方公共団体がその自主的判断により選挙管理委員会などの執行機関の委員を念頭に、当該特別職非常勤職員の職務内容及び職務並びに当該地域の実情に即した有為な人材を得るために、勤務日数に応じて支給する方法とは別の方法をもって報酬を支給できるようにするものと解される</p> <p>○明らかに不合理な日額制ではない報酬制度を定めるといった場合や、非常勤国家公務員に対する報酬制度等との比較において明らかに著しく不当に高額な報酬制度を定めるものである場合などにおいて、はじめて本条項本文の日額報酬制の原則に反するものとして、無効となるものというべき</p>

イ 東京高裁判決（平成22年12月22日） 川崎市勝訴（最高裁上告中）

判決内容	違法ではない
判決理由	<p>○法第203条の2第2項ただし書の趣旨は、地方公共団体がその自主的判断により、当該非常勤職員の職務内容及び責務並びに当該地域の実情に即した有為な人材を得るために、勤務日数に応じて支給する方法とは別の方法で報酬を支給できるようにするため、一定の裁量の余地を与えたものと解される。</p> <p>○当該地方公共団体の議会が条例により、その自主的裁量権を逸脱し、又はこれらを濫用して、明らかに不合理な日額制ではない報酬制度を定めるといった場合や、非常勤国家公務員に対する報酬制度等との比較において明らかに著しく不当に高額な報酬制度を定めるものである場合などにおいてははじめて、当該非常勤職員の報酬を定める条例の条項は、本条項本文の日額報酬制の原則に反するものとして、無効となるものというべき</p>

(4) 京都市 すべての行政委員についての訴訟

ア 京都地裁判決（平成22年12月21日） 京都市勝訴

判決内容	違法ではない
判決理由	<p>○いかなる場合に日額制以外の方法による報酬支給が認められるかは、議会の広範な裁量にゆだねられているものと解され、当該非常勤職員の職務の内容や勤務の態様等に照らし、勤務日数によらずに報酬を支給することが著しく不合理であるといった事情がない限り、月額報酬制を条例で定めること自体が上記裁量権の範囲を超え又はこれを濫用したものとして違法となるとはいえないというべき</p>

イ 大阪高裁判決（平成23年5月24日） 京都市勝訴（確定）

判決内容	違法ではない
判決理由	<p>○当該職務の性質上、その勤務量は必ずしも定例の会議等に出席した日数のみによって算定できるものではないことから、月単位によって総合的に算定するのが相当であり、さらに、当該職務に適した有為の人材を確保すべき必要性から、非常勤とはいえ、その報酬をその勤務日数に応じて支給するものとはせず、それぞれの重大な職責に対する対価として、月額報酬をもって支給するものとするには十分な合理性があるものというべきであるから、本件条例において非常勤職員である本件各委員に対する報酬を月額で支給する旨を定めること法203条の2第2項の趣旨に反するものではないことは明らかである</p>

(5) 神戸市 すべての行政委員についての訴訟

ア 神戸地裁判決（平成22年12月7日） 神戸市勝訴

判決内容	違法ではない
判決理由	○法第203条の2第2項ただし書は、執行機関である行政委員会の委員等については、各普通地方公共団体の議会の裁量で、報酬を月額又は年額で支給することを定め得ることを許容したものと解する ○勤務量を勤務日数で評価することが容易であり、勤務日数で評価しうることが明白な場合には、普通地方公共団体の議会の裁量権の範囲の逸脱、濫用として、違法になりうる

イ 大阪高裁判決（平成23年7月27日） 神戸市勝訴（確定）

判決内容	違法ではない
判決理由	○法第203条の2第2項ただし書は、各普通地方公共団体の議会に対し当該地方公共団体の実情を考慮し裁量により条例で日額制の例外を定めることを可能にしていることを前提にすると、外形的な出席日数や時間等だけから、日額報酬制の原則に矛盾抵触して著しく妥当性を欠く状態になっていると断定することは困難である

<参考>

○地方自治法（抄）

第203条の2 普通地方公共団体は、その委員会の委員、非常勤の監査委員その他の委員、自治紛争処理委員、審査会、審議会及び調査会等の委員その他の構成員、専門委員、投票管理者、開票管理者、選挙長、投票立会人、開票立会人及び選挙立会人その他普通地方公共団体の非常勤の職員（短時間勤務職員を除く。）に対し、報酬を支給しなければならない。

2 前項の職員に対する報酬は、その勤務日数に応じてこれを支給する。ただし、条例で特別の定めをした場合は、この限りでない。

4 行政委員報酬について

(1) 行政委員報酬のあり方を検討する必要性

行政委員に対する報酬は、条例で特別な定めをした場合を除き、その勤務日数に応じて支給することとされているが（地方自治法第203条の2第2項）、「2 行政委員の月額報酬に関する裁判の状況」のとおり最高裁では月額報酬は違法、無効ではないとされたものの、一方で委員の報酬制度及び報酬額は、地方自治法の趣旨にのっとった適正、公正で住民に対して十分に説明可能な合理的内容のものとなっていることが望まれるとした補足意見が付されており、また他政令市においても月額報酬制の見直しが進んでいることから、千葉市においても現在の報酬制度及び報酬額について検討するものである。

(2) 日額報酬制とした他政令市の状況

平成24年4月時点で月額報酬制を見直した政令市は7市であり、その結果は以下のとおり。

	導入時期	教育	市選管	区選管	人事	監査	農業
札幌	H23.1.1	月額	日額	日額	月額	月額	月額
新潟※1	H24.4.1	日額・月額	日額・月額	日額・月額	日額・月額	日額・月額	月額
相模原	H23.4.1	日額	日額	日額	日額	月額	月額
浜松	H22.4.1	日額	日額	日額	日額	月額	月額
大阪	H23.4.1	日額	日額	日額	日額	日額	日額
名古屋	H23.4.1	日額	日額	日額	日額	日額	月額
堺	H23.7.1	日額	日額	日額	日額	月額	月額

※1 新潟市は日額・月額併用

※2 詳細は別表（P9）「政令指定都市の行政委員の報酬額一覧表」のとおり。

(3) 都道府県の状況

平成24年2月時点の47都道府県の報酬制度は以下のとおり。

	教育	選管	人事	監査	内水※2	収用	労働	公安
日額	8	15	8	5	27	24	14	4
日額・月額併用	7	9	8	8	8	8	9	7
委員長月額 委員日額	1	1	1	1	0	0	0	1
月額	31	22	30	33	12	15	24	35

※1 各委員を合計すると47になる

※2 内水＝内水面漁場管理委員会

別表 政令指定都市の行政委員の報酬額一覧表

※順位について

数字:月額報酬制の順位

○囲み数字:日額報酬制の順位

(H24.4.1現在)

	教育委員会				市選挙管理委員会				区選挙管理委員会				人事委員会				監査委員				農業委員会																					
	月額報酬制 14市				月額報酬制 13市				月額報酬制 13市				月額報酬制 14市				月額報酬制 17市				月額報酬制 19市																					
	委員長		委員		委員長		委員		委員長		委員		委員長		委員		非常勤		議員選出		会長		副会長		部会長		委員															
	支給方法	順位	額(円)	支給方法	順位	額(円)	支給方法	順位	額(円)	支給方法	順位	額(円)	支給方法	順位	額(円)	支給方法	順位	額(円)	支給方法	順位	額(円)	支給方法	順位	額(円)	支給方法	順位	額(円)	支給方法	順位	額(円)												
千葉市	月額	11	201,000	月額	11	169,000	月額	10	125,000	月額	10	94,000	月額	12	63,000	月額	11	48,000	月額	9	258,000	月額	9	224,000	月額	9	258,000	月額	12	67,000	月額	13	67,000	月額	7	会長職務代理者 60,000	月額	6	60,000	月額	6	53,000
札幌市	月額	7	301,000	月額	8	251,000	日額	②	32,500	日額	④	23,500	日額	⑥	17,500	日額	⑥	15,000	月額	7	301,000	月額	8	251,000	月額	7	301,000	月額	9	70,000	月額	3	96,000	月額	2	67,000		月額	8	47,000		
仙台市	月額	9	243,000	月額	9	203,000	月額	7	243,000	月額	7	203,000	月額	7	121,000	月額	7	101,000	月額	10	243,000	月額	10	203,000	月額	8	298,000	月額	5	81,000	月額	7	78,000	月額	1	71,000	月額	1	71,000	月額	1	63,000
さいたま市	月額	10	240,000	月額	10	200,000	月額	9	132,000	月額	9	99,000	月額	9	69,000	月額	9	58,000	月額	11	240,000	月額	11	200,000	月額	11	240,000	月額	4	85,000	月額	10	72,000	月額	5	61,300	月額	5	61,300	月額	5	53,600
川崎市	月額	5	336,000	月額	6	279,000	月額	4	267,000	月額	6	210,000	月額	4	135,000	月額	6	106,000	月額	5	336,000	月額	6	279,000	月額	5	336,000	月額	3	336,000	月額	12	67,000	月額	19	42,000				月額	19	31,000
横浜市	月額	1	384,000	月額	1	355,000	月額	1	332,000	月額	1	275,000	月額	1	165,000	月額	1	135,000	月額	1	384,000	月額	1	355,000	月額	2	355,000	月額	2	92,000	月額	17	45,000	月額	15	43,000 (職務代理者)				月額	18	34,000
相模原市	日額	②	32,000	日額	②	27,500	日額	⑤	27,000	日額	⑤	23,200	日額	⑤	18,900	日額	⑤	16,200	日額	②	32,000	日額	②	27,500	月額	15	147,200	月額	15	61,200	月額	6	81,700	月額	12	53,600 (職務代理者)				月額	11	45,100
新潟市	月額 日額併用		月額48,000 日額30,000	月額 日額併用		月額41,000 日額24,000	月額 日額併用		月額40,000 日額25,000	月額 日額併用		月額30,000 日額20,000	月額 日額併用		月額20,000 日額20,000	月額 日額併用		月額15,000 日額15,000	月額 日額併用		月額48,000 日額30,000	月額 日額併用		月額41,000 日額24,000	月額 日額併用		月額48,000 日額30,000	月額 日額併用		月額16,000 日額12,000	月額	1	107,500	月額	4	64,500	月額	8	58,000	月額	12	43,000
静岡市	月額	12	170,000	月額	12	140,000	月額	11	99,000	月額	11	75,000	月額	10	65,000	月額	10	50,000	月額	11	240,000	月額	11	200,000	月額	13	200,000	月額	11	69,000	月額	2	96,500	月額	11	55,000				月額	15	40,000
浜松市	日額	⑤	27,000	日額	⑤	21,000	日額	⑤	27,000	日額	⑥	21,000	日額	②	27,000	日額	②	21,000	日額	⑤	27,000	日額	⑤	21,000	月額	12	76,000 公認会計士 238,000	月額	17	45,000	月額	10	72,000	月額	14	49,000	月額	11	49,000	月額	13	41,000
名古屋市	日額	④	29,500	日額	③	27,000	日額	④	29,500	日額	②	27,000	日額	④	21,000	日額	④	18,200	日額	④	29,500	日額	③	27,000	日額	②	29,500	日額	①	27,000	月額	17	45,000	月額	16	40,500	月額	13	40,500	月額	17	36,000
京都市	月額	3	355,000	月額	2	335,000	月額	3	300,000	月額	2	270,000	月額	7	121,000	月額	5	107,000	月額	3	355,000	月額	2	335,000	月額	5	335,000	月額	9	70,000	月額	9	74,000	月額	3	65,000 (職務代理者)	月額	3	65,000	月額	2	55,000
大阪市	日額	①	42,100	日額	①	35,100	日額	①	42,100	日額	①	35,100	日額	①	35,100	日額	①	29,300	日額	①	42,100	日額	①	35,100	日額	①	42,100 代表 42,100 委員 35,100	日額	②	11,700	日額	総会 42,100 総会以外 4,200		日額	総会 38,600 総会以外 3,900					日額	総会 35,100 総会以外 3,500	
堺市	日額	②	32,000	日額	③	27,000	日額	③	32,000	日額	②	27,000	日額	③	24,000	日額	③	20,000	日額	②	32,000	日額	③	27,000	月額	14	198,000	月額	14	66,000	月額	15	58,000	月額	13	51,000	月額	10	51,000	月額	13	41,000
神戸市	月額	2	360,000	月額	3	320,000	月額	2	320,000	月額	2	270,000	月額	5	133,000	月額	2	116,000	月額	2	360,000	月額	3	320,000	月額	6	320,000	月額	6	80,000	月額	16	51,000				月額	12	45,000	月額	15	40,000
岡山市	月額	14	140,700	月額	13	105,800	月額	12	90,200	月額	13	56,700	月額	11	63,100	月額	13	39,700	月額	14	140,700	月額	14	105,800	月額	16	140,700	月額	16	46,800	月額	14	61,900	月額	7	60,000				月額	9	46,800
広島市	月額	8	300,000	月額	7	255,000	月額	8	235,000	月額	8	180,000	月額	6	125,000	月額	8	95,000	月額	8	300,000	月額	7	255,000	月額	10	255,000	月額	7	73,000	月額	12	68,000	月額	10	56,000	月額	9	56,000	月額	7	48,000
北九州市	月額	5	336,000	月額	5	298,000	月額	6	252,000	月額	5	212,000	月額	2	138,000	月額	4	114,000	月額	5	336,000	月額	5	298,000	月額	3	336,000	月額	1	102,000	月額	8	76,000	月額	5	64,000	月額	4	64,000	月額	4	54,000
福岡市	月額	4	350,000	月額	4	300,000	月額	5	255,000	月額	4	215,000	月額	3	137,000	月額	2	116,000	月額	4	350,000	月額	4	300,000	月額	1	500,000	月額	3	90,000	月額	5	82,000				月額	1	71,000	月額	10	46,000
熊本市	月額	13	144,000	月額	14	88,000	月額	13	90,000	月額	12	59,000	月額	13	60,000	月額	12	40,000	月額	13	165,000	月額	13	139,000	月額	17	137,000	月額	8	71,000	月額	4	90,000	月額	9	59,000	月額	7	59,000	月額	2	55,000

5 行政委員会（行政委員）の概要

（1）教育委員会

概要	教育に関する事務を管理・執行するため、市長から独立し、中立的・専門的な行政運営を確保するために設置される合議制の行政委員会	
設置 (根拠法令)	地方自治法第180条の5第1項 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第2条	
委員構成	6人(うち1人は教育長)	合議制
報酬額	職名	報酬額
	委員長	201,000円
	委員	169,000円
任期	4年	
主な活動	<p>1 業務内容</p> <p>教育委員会会議をはじめ、教育に関する関係行事、会議、研修会のほか、教育現場や施設の視察等を行っている。 なお、代表的な業務は以下のとおりであるが、この他にも教育に関する多様な業務を行っている。</p> <p>(1) 学校等の設置、廃止、統廃合をはじめとした、物的・人的管理その他の運営管理。 (2) 教育委員会の事務局職員及び学校等の教職員の任命、採用、研修及び懲戒等人事に関すること。 (3) クラスの編制や高等学校の定員、時間割や指導目標、生徒指導等に関すること。 (4) 教科書の調査、研究及び採択等教材の取扱いに関すること。 (5) 公民館、図書館及び博物館等における事業及び社会教育団体の育成等社会教育に関すること。 (6) 文化財の指定、保存、活用等に関すること。</p> <p>2 活動内容</p> <p>(1) 教育委員会会議 1の内容等について審議するため、教育委員会会議を月1回ないしは2回(定例会・臨時会)開催している。 (2) 会議以外の活動 各種式典等への出席、職務に関する研修会等への参加や教育現場・教育施設の視察などの活動を行っている。</p>	

(2) 選挙管理委員会

概要	選挙事務の公正と適正化を図ることを目的として、普通地方公共団体及び指定都市の区に設置される市長から独立した合議制の行政委員会	
設置 (根拠法令)	地方自治法第180条の5第1項 地方自治法第181条 地方自治法第252条の20	
委員構成	市の選挙管理委員会の委員 4人 区選挙管理委員会の委員 計24人 (6区×4人)	合議制
報酬額	職名	報酬額
	(市) 委員長	125,000円
	(市) 委員	94,000円
	(区) 委員長	63,000円
	(区) 委員	48,000円
任期	4年	
主な活動	<p>1 業務内容</p> <p>選挙管理委員会は、国政・地方選挙などの選挙に関する事務を行っており、代表的な業務内容は下記のとおりである。</p> <p>(1) 選挙事務の管理執行 (2) 選挙啓発の総合企画 (3) 選挙の効力に関する訴訟 (4) 直接請求及び住民投票</p> <p>2 活動内容</p> <p>(1) 選挙管理委員会（会議） 1の内容等について審議するため、選挙管理委員会（会議）を月1回ないしは2回（定例会・臨時会）開催している。</p> <p>(2) 会議以外の活動 ア 選挙期日の投・開票事務管理（選挙長、開票管理者、立会） イ 千葉市議会各定例会・臨時会、指定都市選挙管理委員会会議、千葉地域四市会議などの選挙管理委員会（会議）以外の会議への出席 ウ 千葉県弁護士会と共同で小学校での模擬選挙体験を実施するなどの啓発活動を行っている。</p>	

(3) 人事委員会

概要	職員の給与に関する調査・勧告や職員の採用試験・選考、勤務条件に関する措置要求及び不服申立審査などを市長から独立して行うことにより公平公正な人事行政を確保するため設置される合議制の行政委員会	
設置 (根拠法令)	地方自治法第180条の5第1項 地方公務員法第7条第1項 千葉市人事委員会設置条例第1条	
委員構成	3人	合議制
報酬額	職名	報酬額
	委員長	258,000円
	委員	224,000円
任期	4年	
主な活動	<p>1 業務内容</p> <p>人事委員会は、人事行政に係る専門的、中立的な第三者機関であり、主として下記の業務を行っている。</p> <p>(1) 職員の給料表に関する議会及び長に対する報告及び勧告 (2) 人事行政の運営に関し任命権者に勧告 (3) 職員採用に係る競争試験又は選考の実施 (4) 勤務条件に関する措置要求の審査 (5) 不利益処分不服申立ての審査</p> <p>2 活動内容</p> <p>(1) 人事委員会（会議） 1の内容等について審議するため、人事委員会（会議）を月1回～3回（定例会・臨時会）開催している。</p> <p>(2) 会議以外の活動 千葉市議会各定例会・臨時会や全国人事委員会連合会総会といった人事委員会会議以外の会議に出席しているほか、職員採用説明会への出席や採用試験面接官業務などの活動を行っている。 また、委員の職務に関連する情報の収集、調査、研究等を日頃から行っている。</p>	

(4) 監査委員

概要	市の財務や事業等について監査等を実施し、民主的かつ効率的な行政を確保するために設置される独任制の執行機関	
設置 (根拠法令)	地方自治法第180条の5第1項 地方自治法第195条第1項	
委員構成	4人 { 代表監査委員（常勤）：1人 識見を有する委員（非常勤）：1人 議会議員：2人	独任制
報酬額	職名	報酬額
	識見を有する委員（非常勤）	258,000円
	議会議員	67,000円
任期	4年（議会選出の委員については議員の任期による）	
主な活動	<p>1 業務内容</p> <p>監査委員は、法令により定められた権限に基づいて、監査等を実施しており、代表的な監査の種類としては下記のとおりである。</p> <p>(1) 定期監査 市の財務に関する事務の執行等について、毎会計年度、期日を定めて監査する。</p> <p>(2) 決算審査・基金運用状況審査 市長より審査に付された決算やその他の証書類などについて計数が正確で予算執行などが適正に行われているかどうか審査を行う。</p> <p>(3) 住民監査請求 市民が、市の職員等による違法又は不当な財務会計上の行為又は怠る事実があると認めるときに、監査委員に監査を求め、監査委員は、その請求に基づき請求から60日以内に監査を行う。</p> <p>2 活動内容</p> <p>(1) 監査委員会会議 1の内容等について審議するため、監査委員会会議を月平均3回程度開催している。</p> <p>(2) 会議以外の活動 監査に関する各種資料の読み込み、検討などの自主的な活動を行っており、監査結果の審議に反映させている。</p> <p>参考：監査委員会会議の付議事項</p> <p>(1) 監査委員の職務の執行の基本方針に関すること。</p> <p>(2) 監査計画に関すること。</p> <p>(3) 監査結果等に関する報告、公表、意見及び勧告等の決定に関すること。</p>	

(5) 農業委員会

概要	農業生産力の発展及び農業経営の合理化を図り、農業従事者の地位の向上に寄与することを目的として設置される合議制の行政委員会	
設置 (根拠法令)	地方自治法第180条の5第3項 農業委員会等に関する法律第3条	
委員構成	34人(うち選挙による委員27人、 選任による委員7人)	合議制
報酬額	職名	報酬額
	会長	67,000円
	会長職務代理者	60,000円
	部会長	60,000円
	委員	53,000円
任期	3年(議会選出の委員については議員の任期による)	
主な活動	<p>1 業務内容</p> <p>農業委員会は、農地等の利用関係の調整、農地等の交換分合などに関する事務を行っており、代表的な業務内容は下記のとおりである。</p> <p>(1) 農地の売買・貸し借りの許可 (2) 農地転用の許可及び届出受理 (3) 遊休農地対策 (4) 違反転用防止対策 (5) 農地の税制や農業者年金に関わる業務</p> <p>2 活動内容</p> <p>(1) 農業委員会会議 1の内容等について審議するため、総会(年4回)、部会(毎月1回)、分科会(毎月1回)を開催している。</p> <p>(2) 会議以外の活動 ア 地目変更に係る現地調査(年36回、月3回) イ 身近な農家や農業者の相談窓口として、電話や戸別訪問等による相談活動 ウ 農業後継者や新規就農者への指導・助言 エ 違反転用があった場合には、事務局と連携して農地パトロールを行い、違反者への指導に当たる。 オ 遊休農地の解消のため、現地の状況把握、地権者の意向把握、遊休農地解消事例の把握、現地視察、地区の会合等での対策の打合せなどの活動を行っている。</p>	

参考資料① 行政委員の報酬額の変遷

委員会	役職	年月日		H3. 12. 1	H4. 4. 1	H8. 1. 1	H18. 7. 1
教育委員会	委員長	報酬月額	(円)	192,000	—	212,000	201,000
		改定額	(円)	—		20,000	△ 11,000
		改定率	(%)	—		10.4	△5.2
	委員	報酬月額	(円)	161,000	—	178,000	169,000
		改定額	(円)	—		17,000	△ 9,000
		改定率	(%)	—		10.6	△5.1
市選挙管理委員会	委員長	報酬月額	(円)	120,000	—	132,000	125,000
		改定額	(円)	—		12,000	△ 7,000
		改定率	(%)	—		10.0	△5.3
	委員	報酬月額	(円)	90,000	—	99,000	94,000
		改定額	(円)	—		9,000	△ 5,000
		改定率	(%)	—		10.0	△5.1
区選挙管理委員会	委員長	報酬月額	(円)	—	60,000	66,000	63,000
		改定額	(円)		新設	6,000	△ 3,000
		改定率	(%)		新設	10.0	△4.5
	委員	報酬月額	(円)	—	45,000	50,000	48,000
		改定額	(円)		新設	5,000	△ 2,000
		改定率	(%)		新設	11.1	△4.0
人事委員会	委員長	報酬月額	(円)	256,000	—	272,000	258,000
		改定額	(円)	—		16,000	△ 14,000
		改定率	(%)	—		6.3	△5.1
	委員	報酬月額	(円)	222,000	—	236,000	224,000
		改定額	(円)	—		14,000	△ 12,000
		改定率	(%)	—		6.3	△5.1
監査委員	委員	報酬月額	(円)	60,000	—	70,000	67,000
		改定額	(円)	—		10,000	△ 3,000
		改定率	(%)	—		16.6	△4.3
	識見・非代表	報酬月額	(円)	197,000以上 256,000以下	—	272,000	258,000
		改定額	(円)	—		16,000 ※上限比	△ 14,000
		改定率	(%)	—		6.2 ※上限比	△5.0
農業委員会	会長	報酬月額	(円)	66,000	—	70,000	67,000
		改定額	(円)	—		4,000	△ 3,000
		改定率	(%)	—		6.1	△4.3
	会長職務代理者及び部会長	報酬月額	(円)	59,000	—	63,000	60,000
		改定額	(円)	—		4,000	△ 3,000
		改定率	(%)	—		6.8	△4.8
	委員	報酬月額	(円)	53,000	—	56,000	53,000
		改定額	(円)	—		3,000	△ 3,000
		改定率	(%)	—		5.7	△5.4

参考資料② 政令指定都市の行政委員の報酬額の状況

(1) 教育委員会

平成24年4月1日現在

都市名	委員長					委員				
	現行			改定前		現行			改定前	
	報酬額(円)	順位	改定年月日	報酬額(円)	改定年月日	報酬額(円)	順位	改定年月日	報酬額(円)	改定年月日
札幌市	月額 301,000	7	H4.12.1	月額 262,000	S63.10.1	月額 251,000	8	H4.12.1	月額 218,000	S63.10.1
仙台市	月額 243,000	9	H18.4.1	月額 244,000	H8.10.1	月額 203,000	9	H18.4.1	月額 204,000	H8.10.1
さいたま市	月額 240,000	10	H15.4.1	月額 101,000	H13.5.1	月額 200,000	10	H15.4.1	月額 85,800	H13.5.1
千葉市	月額 201,000	11	H18.7.1	月額 212,000	H8.1.1	月額 169,000	11	H18.7.1	月額 178,000	H8.1.1
川崎市	月額 336,000	5	H19.4.1	月額 352,000	H9.4.1	月額 279,000	6	H19.4.1	月額 292,000	H9.4.1
横浜市	月額 384,000	1	H23.4.1	月額 391,000	H7.12.1	月額 355,000	1	H23.4.1	月額 362,000	H7.12.1
相模原市	日額 32,000	②	H23.4.1	月額 168,000	H9.4.1	日額 27,500	②	H23.4.1	月額 144,500	H9.4.1
新潟市	日額 月額48,000 併用 日額30,000	—	H24.4.1	月額 143,000	H15.4.1	日額 月額41,000 併用 日額24,000	—	H24.4.1	月額 123,000	H15.4.1
静岡市	月額 170,000	12	H17.4.1	月額 120,000	H15.4.1	月額 140,000	12	H17.4.1	月額 100,000	H15.4.1
浜松市	日額 27,000	⑤	H22.4.1	月額 110,000	H15.4.1	日額 21,000	⑤	H22.4.1	月額 81,000	H15.4.1
名古屋市	日額 29,500	④	H23.4.1	月額 378,950	H22.4.1	日額 27,000	③	H23.4.1	月額 366,350	H22.4.1
京都市	月額 355,000	3	H8.7.1	月額 335,000	H3.12.1	月額 335,000	2	H8.7.1	月額 315,000	H3.12.1
大阪市	日額 42,100	①	H23.4.1	月額 439,000	H18.1.1	日額 35,100	①	H23.4.1	月額 364,000	H18.1.1
堺市	日額 32,000	②	H23.7.1	月額 213,000	H20.1.1	日額 27,000	③	H23.7.1	月額 175,000	H20.1.1
神戸市	月額 360,000	2	H4.5.1	月額 320,000	S63.9.1	月額 320,000	3	H4.5.1	月額 280,000	S63.9.1
岡山市	月額 140,700	14	H21.8.1	月額 149,000	H8.4.1	月額 105,800	13	H21.8.1	月額 112,000	H8.4.1
広島市	月額 300,000	8	H8.4.1	月額 285,000	H6.4.1	月額 255,000	7	H8.4.1	月額 245,000	H6.4.1
北九州市	月額 336,000	5	H6.4.1	月額 294,000	H2.4.1	月額 298,000	5	H6.4.1	月額 261,000	H2.4.1
福岡市	月額 350,000	4	H6.4.1	月額 310,000	H2.4.1	月額 300,000	4	H6.4.1	月額 265,000	H2.4.1
熊本市	月額 144,000	13	H16.4.1	月額 146,000	H10.4.1	月額 88,000	14	H16.4.1	月額 89,000	H10.4.1

※順位について

数字：月額報酬制の順位

○囲み数字：日額報酬制の順位

(2) 市選挙管理委員会

平成24年4月1日現在

都市名	委員長					委員				
	現行			改定前		現行			改定前	
	報酬額(円)	順位	改定年月日	報酬額(円)	改定年月日	報酬額(円)	順位	改定年月日	報酬額(円)	改定年月日
札幌市	月額 32,500	②	H23.1.1	月額 237,000	H4.12.1	月額 23,500	④	H23.1.1	月額 164,000	H4.12.1
仙台市	月額 243,000	7	H18.4.1	月額 244,000	H8.10.1	月額 203,000	7	H18.4.1	月額 204,000	H8.10.1
さいたま市	月額 132,000	9	H15.4.1	月額 69,400	H13.5.1	月額 99,000	9	H15.4.1	月額 58,700	H13.5.1
千葉市	月額 125,000	10	H18.7.1	月額 132,000	H8.1.1	月額 94,000	10	H18.7.1	月額 99,000	H8.1.1
川崎市	月額 267,000	4	H19.4.1	月額 280,000	H9.4.1	月額 210,000	6	H19.4.1	月額 220,000	H9.4.1
横浜市	月額 332,000	1	H23.4.1	月額 338,000	H7.12.1	月額 275,000	1	H23.4.1	月額 280,000	H7.12.1
相模原市	月額 27,000	⑤	H23.4.1	月額 86,000	H9.4.1	月額 23,200	⑤	H23.4.1	月額 66,500	H9.4.1
新潟市	日額 月額併用 月額40,000 日額25,000	—	H24.4.1	月額 120,000	H19.4.1	日額 月額併用 月額30,000 日額20,000	—	H24.4.1	月額 90,000	H19.4.1
静岡市	月額 99,000	11	H17.4.1	月額 73,500	H15.4.1	月額 75,000	11	H17.4.1	月額 56,500	H15.4.1
浜松市	月額 27,000	⑤	H22.4.1	月額 81,000	H15.4.1	月額 21,000	⑥	H22.4.1	月額 59,000	H15.4.1
名古屋市	月額 29,500	④	H23.4.1	月額 369,950	H22.4.1	月額 27,000	②	H23.4.1	月額 357,340	H22.4.1
京都市	月額 300,000	3	H8.7.1	月額 280,000	H3.12.1	月額 270,000	2	H8.7.1	月額 255,000	H3.12.1
大阪市	月額 42,100	①	H23.4.1	月額 430,000	H18.1.1	月額 35,100	①	H23.4.1	月額 355,000	H18.1.1
堺市	月額 32,000	③	H23.7.1	月額 174,000	H9.4.1	月額 27,000	②	H23.7.1	月額 152,000	H9.4.1
神戸市	月額 320,000	2	H4.5.1	月額 280,000	S63.9.1	月額 270,000	2	H4.5.1	月額 240,000	S63.9.1
岡山市	月額 90,200	12	H21.8.1	月額 95,500	H8.4.1	月額 56,700	13	H21.8.1	月額 60,000	H8.4.1
広島市	月額 235,000	8	H8.4.1	月額 220,000	H6.4.1	月額 180,000	8	H8.4.1	月額 165,000	H6.4.1
北九州市	月額 252,000	6	H6.4.1	月額 221,000	H2.4.1	月額 212,000	5	H6.4.1	月額 186,000	H2.4.1
福岡市	月額 255,000	5	H6.4.1	月額 225,000	H2.4.1	月額 215,000	4	H6.4.1	月額 190,000	H2.4.1
熊本市	月額 90,000	13	H16.4.1	月額 92,000	H10.4.1	月額 59,000	12	H16.4.1	月額 60,000	H10.4.1

※順位について

数字：月額報酬制の順位

○囲み数字：日額報酬制の順位

(3) 区選挙管理委員会

平成24年4月1日現在

都市名	委員長					委員				
	現行			改定前		現行			改定前	
	報酬額(円)	順位	改定年月日	報酬額(円)	改定年月日	報酬額(円)	順位	改定年月日	報酬額(円)	改定年月日
札幌市	月額 17,500	⑥	H23.1.1	月額 115,000	H4.12.1	月額 15,000	⑥	H23.1.1	月額 101,000	H4.12.1
仙台市	月額 121,000	7	H18.4.1	月額 122,000	H8.10.1	月額 101,000	7	H18.4.1	月額 102,000	H8.10.1
さいたま市	月額 69,000	9	H15.4.1	—	—	月額 58,000	9	H15.4.1	—	—
千葉市	月額 63,000	12	H18.7.1	月額 66,000	H8.1.1	月額 48,000	11	H18.7.1	月額 50,000	H8.1.1
川崎市	月額 135,000	4	H19.4.1	月額 141,000	H9.4.1	月額 106,000	6	H19.4.1	月額 111,000	H9.4.1
横浜市	月額 165,000	1	H23.4.1	月額 157,000	H7.12.1	月額 135,000	1	H23.4.1	月額 138,000	H7.12.1
相模原市	月額 18,900	⑤	H23.4.1	月額 60,000	H22.4.1	月額 16,200	⑤	H23.4.1	月額 47,000	H22.4.1
新潟市	日額 月額併用 月額20,000 日額20,000	—	H24.4.1	月額 60,000	H19.4.1	日額 月額併用 月額15,000 日額15,000	—	H24.4.1	月額 45,000	H19.4.1
静岡市	月額 65,000	10	H17.4.1	—	—	月額 50,000	10	H17.4.1	—	—
浜松市	月額 27,000	②	H22.4.1	月額 60,000	H20.5.1	月額 21,000	②	H22.4.1	月額 45,000	H20.5.1
名古屋市	月額 21,000	④	H23.4.1	月額 124,210	H22.4.1	月額 18,200	④	H23.4.1	月額 98,110	H22.4.1
京都市	月額 121,000	7	H8.7.1	月額 113,000	H3.12.1	月額 107,000	5	H8.7.1	月額 100,000	H3.12.1
大阪市	月額 35,100	①	H23.4.1	月額 156,000	H18.1.1	月額 29,300	①	H23.4.1	月額 136,000	H18.1.1
堺市	月額 24,000	③	H23.7.1	月額 87,000	H18.4.1	月額 20,000	③	H23.7.1	月額 76,000	H18.4.1
神戸市	月額 133,000	5	H4.5.1	月額 118,000	S63.9.1	月額 116,000	2	H4.5.1	月額 103,000	S63.9.1
岡山市	月額 63,100	11	H21.8.1	—	—	月額 39,700	13	H21.8.1	—	—
広島市	月額 125,000	6	H8.4.1	月額 115,000	H6.4.1	月額 95,000	8	H8.4.1	月額 85,000	H6.4.1
北九州市	月額 138,000	2	H6.4.1	月額 121,000	H2.4.1	月額 114,000	4	H6.4.1	月額 100,000	H2.4.1
福岡市	月額 137,000	3	H6.4.1	月額 121,000	H2.4.1	月額 116,000	2	H6.4.1	月額 102,000	H2.4.1
熊本市	月額 60,000	13	H24.4.1	—	—	月額 40,000	12	H24.4.1	—	—

※順位について

数字：月額報酬制の順位

○囲み数字：日額報酬制の順位

(4) 人事委員会

平成24年4月1日現在

都市名	委員長					委員				
	現行			改定前		現行			改定前	
	報酬額(円)	順位	改定年月日	報酬額(円)	改定年月日	報酬額(円)	順位	改定年月日	報酬額(円)	改定年月日
札幌市	月額 301,000	7	H4.12.1	月額 262,000	S63.10.1	月額 251,000	8	H4.12.1	月額 218,000	S63.10.1
仙台市	月額 243,000	10	H18.4.1	月額 244,000	H8.10.1	月額 203,000	10	H18.4.1	月額 204,000	H8.10.1
さいたま市	月額 240,000	11	H14.10.1	—	—	月額 200,000	11	H14.10.1	—	—
千葉市	月額 258,000	9	H18.7.1	月額 272,000	H8.1.1	月額 224,000	9	H18.7.1	月額 236,000	H8.1.1
川崎市	月額 336,000	5	H19.4.1	月額 352,000	H9.4.1	月額 279,000	6	H19.4.1	月額 292,000	H9.4.1
横浜市	月額 384,000	1	H23.4.1	月額 391,000	H7.12.1	月額 355,000	1	H23.4.1	月額 362,000	H7.12.1
相模原市	日額 32,000	②	H23.4.1	月額 168,000	H22.1.14	日額 27,500	②	H23.4.1	月額 144,500	H22.1.14
新潟市	日額 月額48,000 併用 日額30,000	—	H24.4.1	月額 143,000	H19.1.11	日額 月額41,000 併用 日額24,000	—	H24.4.1	月額 123,000	H19.1.11
静岡市	月額 240,000	11	H17.1.14	—	—	月額 200,000	11	H17.1.14	—	—
浜松市	日額 27,000	⑤	H22.4.1	月額 143,000	H20.5.1	日額 21,000	⑤	H22.4.1	月額 123,000	H20.5.1
名古屋市	日額 29,500	④	H23.4.1	月額 378,950	H22.4.1	日額 27,000	③	H23.4.1	月額 366,350	H22.4.1
京都市	月額 355,000	3	H8.7.1	月額 335,000	H3.12.1	月額 335,000	2	H8.7.1	月額 315,000	H3.12.1
大阪市	日額 42,100	①	H23.4.1	月額 439,000	H18.1.1	日額 35,100	①	H23.4.1	月額 364,000	H18.1.1
堺市	日額 32,000	②	H23.7.1	月額 174,000	H18.4.1	日額 27,000	③	H23.7.1	月額 152,000	H18.4.1
神戸市	月額 360,000	2	H4.5.1	月額 320,000	S63.9.1	月額 320,000	3	H4.5.1	月額 280,000	S63.9.1
岡山市	月額 140,700	14	H21.8.1	月額 149,000	H21.2.1	月額 105,800	14	H21.8.1	月額 112,000	H21.2.1
広島市	月額 300,000	8	H8.4.1	月額 285,000	H6.4.1	月額 255,000	7	H8.4.1	月額 245,000	H6.4.1
北九州市	月額 336,000	5	H6.4.1	月額 294,000	H2.4.1	月額 298,000	5	H6.4.1	月額 261,000	H2.4.1
福岡市	月額 350,000	4	H6.4.1	月額 310,000	H2.4.1	月額 300,000	4	H6.4.1	月額 265,000	H2.4.1
熊本市	月額 165,000	13	H16.4.1	月額 167,000	H10.4.1	月額 139,000	13	H16.4.1	月額 140,000	H10.4.1

※順位について

数字：月額報酬制の順位

○囲み数字：日額報酬制の順位

(5) 監査委員

平成24年4月1日現在

都市名	非常勤					議員選出				
	現行			改定前		現行			改定前	
	報酬額 (円)	順位	改定年月日	報酬額 (円)	改定年月日	報酬額 (円)	順位	改定年月日	報酬額 (円)	改定年月日
札幌市	月額 301,000	7	H4.12.1	月額 262,000	S63.10.1	月額 70,000	9	H4.12.1	月額 61,000	S63.10.1
仙台市	月額 298,000	8	H18.4.1	月額 300,000	H8.10.1	月額 81,000	5	H8.10.1	月額 80,000	H6.10.1
さいたま市	月額 240,000	11	H15.4.1	月額 104,000	H13.5.1	月額 85,000	4	H13.5.1	—	—
千葉市	月額 258,000	9	H18.7.1	月額 272,000	H18.7.1	月額 67,000	12	H18.7.1	月額 70,000	H8.1.1
川崎市	月額 336,000	3	H19.4.1	月額 352,000	H9.4.1	月額 67,000	12	H19.4.1	月額 70,000	H9.4.1
横浜市	月額 355,000	2	H23.4.1	月額 362,000	H7.12.1	月額 92,000	2	H23.4.1	月額 94,000	H7.12.1
相模原市	月額 147,200	15	H23.4.1	月額 155,000	H9.4.1	月額 61,200	15	H23.4.1	月額 64,500	H9.4.1
新潟市	日額 月額併用 月額48,000 日額30,000	—	H24.4.1	月額 79,000	H15.4.1	日額 月額併用 月額16,000 日額12,000	—	H24.4.1	月額 47,000	H15.4.1
静岡市	月額 200,000	13	H17.4.1	月額 177,000	H15.4.1	月額 69,000	11	H17.4.1	月額 61,000	H15.4.1
浜松市	月額 76,000 公認会計士 238,000	12	H22.4.1	月額 79,000	H20.4.1	月額 45,000	17	H22.4.1	月額 47,000	H20.4.1
名古屋市	日額 29,500	②	H23.4.1	月額 366,650	H22.4.1	日額 27,000	①	H23.4.1	月額 72,910	H22.4.1
京都市	月額 335,000	5	H8.7.1	月額 315,000	H3.12.1	月額 70,000	9	S51.11.1	月額 50,000	S49.12.1
大阪市	日額 代表42,100 委員35,100	①	H23.4.1	月額 364,000	H18.1.1	日額 11,700	②	H18.1.1	月額 120,000	H8.9.1
堺市	月額 198,000	14	H20.1.1	月額 152,000	H9.4.1	月額 66,000	14	H9.4.1	月額 60,000	H4.4.1
神戸市	月額 320,000	6	H4.5.1	月額 280,000	S63.9.1	月額 80,000	6	H4.5.1	月額 70,000	S63.9.1
岡山市	月額 140,700	16	H21.8.1	月額 149,000	H8.4.1	月額 46,800	16	H21.8.1	月額 49,500	H8.4.1
広島市	月額 255,000	10	H8.4.1	月額 245,000	H6.4.1	月額 73,000	7	H8.4.1	月額 70,000	H6.4.1
北九州市	月額 336,000	3	H6.4.1	月額 294,000	H2.4.1	月額 102,000	1	H6.4.1	月額 89,000	H2.4.1
福岡市	月額 500,000	1	H8.12.19	—	—	月額 90,000	3	H6.4.1	月額 80,000	H2.4.1
熊本市	月額 137,000	17	H16.4.1	月額 139,000	H10.4.1	月額 71,000	8	H16.4.1	月額 72,000	H10.4.1

※順位について

数字：月額報酬制の順位

○囲み数字：日額報酬制の順位

(6) 農業委員会

平成24年4月1日現在

都市名	会長					副会長				
	現行			改定前		現行			改定前	
	報酬額 (円)	順位	改定年月日	報酬額 (円)	改定年月日	報酬額 (円)	順位	改定年月日	報酬額 (円)	改定年月日
札幌市	月額 96,000	3	H4.12.1	月額 87,000	S63.10.1	月額 67,000	2	H4.12.1	月額 61,000	S63.10.1
仙台市	月額 78,000	7	H8.10.1	月額 77,000	H6.10.1	月額 71,000	1	H8.10.1	月額 70,000	H6.10.1
さいたま市	月額 72,000	10	H13.5.1	—	—	月額 61,300	5	H13.5.1	—	—
千葉市	月額 67,000	13	H18.7.1	月額 70,000	H8.1.1	月額 <small>会長職務代理者 60,000</small>	7	H18.7.1	月額 63,000	H8.1.1
川崎市	月額 42,000	19	H19.4.1	月額 44,000	H9.4.1	—	—	—	—	—
横浜市	月額 45,000	17	H7.12.1	月額 42,000	H3.12.1	月額 <small>職務代理者 43,000</small>	15	H7.12.1	月額 40,000	H3.12.1
相模原市	月額 81,700	6	H23.4.1	月額 86,000	H9.4.1	月額 <small>職務代理者 53,600</small>	12	H23.4.1	月額 56,500	H9.4.1
新潟市	月額 107,500	1	H17.3.21	月額 186,000	H9.4.1	月額 64,500	4	H17.3.21	月額 66,000	H9.4.1
静岡市	月額 96,500	2	H15.4.1	—	—	月額 55,000	11	H15.4.1	—	—
浜松市	月額 72,000	10	H22.4.1	月額 75,000	H15.4.1	月額 49,000	14	H22.4.1	月額 52,000	H21.7.1
名古屋市	月額 45,000	17	H22.4.1	月額 47,500	H15.4.1	月額 40,500	16	H22.4.1	月額 42,750	H15.4.1
京都市	月額 74,000	9	H5.10.21	月額 46,000	H9.11.17	月額 <small>会長の職務代理者 65,000</small>	3	H15.10.21	—	—
大阪市	日額 <small>総会42,100 総会以外4,200</small>	①	H23.4.1	月額 86,000	H18.1.1	日額 <small>総会38,600 総会以外3,900</small>	①	H23.4.1	月額 59,000	H18.1.1
堺市	月額 58,000	15	H9.4.1	月額 51,000	H4.4.1	月額 51,000	13	H9.4.1	月額 45,000	H4.4.1
神戸市	月額 51,000	16	H4.5.1	月額 45,000	S63.9.1	—	—	—	—	—
岡山市	月額 61,900	14	H21.8.1	月額 65,500	H8.4.1	月額 60,000	7	H21.8.1	月額 63,500	H8.4.1
広島市	月額 68,000	12	H8.4.1	月額 64,000	H6.4.1	月額 56,000	10	H8.4.1	月額 53,000	H6.4.1
北九州市	月額 76,000	8	H6.4.1	月額 66,000	H2.4.1	月額 64,000	5	H6.4.1	月額 56,000	H5.6.1
福岡市	月額 82,000	5	H6.4.1	月額 76,000	H2.4.1	—	—	—	—	—
熊本市	月額 90,000	4	H16.4.1	月額 92,000	H10.4.1	月額 59,000	9	H16.4.1	月額 60,000	H10.4.1

※順位について

数字：月額報酬制の順位

○囲み数字：日額報酬制の順位

平成24年4月1日現在

都市名	部会長					委員				
	現行			改定前		現行			改定前	
	報酬額 (円)	順位	改定年月日	報酬額 (円)	改定年月日	報酬額 (円)	順位	改定年月日	報酬額 (円)	改定年月日
札幌市	—	—	—	—	—	月額 47,000	8	H4.12.1	月額 43,000	S63.10.1
仙台市	月額 71,000	1	H8.10.1	月額 70,000	H6.10.1	月額 63,000	1	H8.10.1	月額 62,000	H6.10.1
さいたま市	月額 61,300	5	H13.5.1	—	—	月額 53,600	5	H13.5.1	—	—
千葉市	月額 60,000	6	H18.7.1	月額 63,000	H8.1.1	月額 53,000	6	H18.7.1	月額 56,000	H8.1.1
川崎市	—	—	—	—	—	月額 31,000	19	H19.4.1	月額 32,000	H9.4.1
横浜市	—	—	—	—	—	月額 34,000	18	H7.12.1	月額 32,000	H3.12.1
相模原市	—	—	—	—	—	月額 45,100	11	H23.4.1	月額 47,500	H9.4.1
新潟市	月額 58,000	8	H15.4.1	月額 59,000	H9.4.1	月額 43,000	12	H15.4.1	月額 44,000	H9.4.1
静岡市	—	—	—	—	—	月額 40,000	15	H15.4.1	—	—
浜松市	月額 49,000	11	H22.4.1	月額 52,000	H21.7.1	月額 41,000	13	H22.4.1	月額 43,000	H21.7.1
名古屋市	月額 40,500	13	H22.4.1	月額 42,750	H15.4.1	月額 36,000	17	H22.4.1	月額 38,000	H15.4.1
京都市	月額 65,000	3	H15.10.21	—	—	月額 55,000	2	H15.10.21	月額 34,000	H9.11.17
大阪市	—	—	—	—	—	日額 <small>総会35,100 総会以外3,500</small>	①	H23.4.1	月額 51,000	H18.1.1
堺市	月額 51,000	10	H9.4.1	月額 45,000	H4.4.1	月額 41,000	13	H9.4.1	月額 36,000	H4.4.1
神戸市	月額 45,000	12	H4.5.1	月額 40,000	S63.9.1	月額 40,000	15	H4.5.1	月額 35,000	S63.9.1
岡山市	—	—	—	—	—	月額 46,800	9	H21.8.1	月額 49,500	H8.4.1
広島市	月額 56,000	9	H8.4.1	月額 53,000	H6.4.1	月額 48,000	7	H8.4.1	月額 46,000	H6.4.1
北九州市	月額 64,000	4	H6.4.1	月額 56,000	H5.6.1	月額 54,000	4	H6.4.1	月額 47,000	H2.4.1
福岡市	月額 71,000	1	H6.4.1	月額 65,000	H2.4.1	月額 46,000	10	H6.4.1	月額 40,000	H2.4.1
熊本市	月額 59,000	7	H16.4.1	月額 60,000	H10.4.1	月額 55,000	2	H16.4.1	月額 56,000	H10.4.1

※順位について

数字：月額報酬制の順位

○囲み数字：日額報酬制の順位

第2回及び第3回審議会日程（案）

第2回

日時：平成24年7月24日（火）午前10時00分～

場所：千葉市議会棟3階 第2委員会室

第3回

日時：平成24年8月7日（火）午後 2時00分～

場所：千葉市議会棟3階 第4委員会室